

通 報

大ト協第46号
令和8年5月

会 員 殿

一般社団法人 大阪府トラック協会
会長代行 重 博文

IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器 の導入促進助成制度について (ご 案 内)

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、当協会運営に格別のご理解とご協力を賜わり誠にありがとうございます。

さて、当協会では、IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器の導入費用の一部を助成する制度を実施いたします。

つきましては、以下の募集要領をご参照の上、ご活用いただきますようご案内申し上げます。

また、申請方法につきましては、**郵送での受付**となりますので、よろしく願いいたします。

記

1. 募集期間 令和8年4月1日(水)～令和9年2月26日(金)

※上記期間内であっても助成予算枠に達した時点で即時受付を終了いたしますので、その都度提出してください。また、事前告知は行いませんので、予めご承知おきください。

2. 助成額

保有する営業用貨物車両(軽貨物を除く)1台あたり1機器、上限20,000円
(取得価格(税抜き)の1/2で、最大20,000円)

3. 助成条件

全ト協の交付要件として下記①～④のすべての要件を満たす場合に限り、助成金の交付対象といたします。

①助成対象機器は、国土交通省の認定を受けた携帯型アルコール検知器(別表)で、

令和8年4月1日以降に、新たに導入した機器とする。

②導入費用には、機器本体の他、部品や付属品、周辺機器、セットアップ等の費用を含むものとする。なお、**消費税は導入費用には含まない**。

③国、地方自治体から補助金が交付されている場合は、助成金は交付しない。

- ④大阪府トラック協会の会員事業者が府下の安全性優良事業所（Gマーク認定事業所）で導入すること。

4. 助成申請方法

希望者（事業者）は携帯型アルコール検知器購入後に、下記の(1)～(4)の添付書類を添えて申請を行ってください。

- (1)【様式1】令和8年度 IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器助成金交付申請書兼誓約書

【様式2】導入内訳書

- (2)請求書等（写）

・請求書等には携帯型アルコール検知器の商品名・単価・個数が明記されていること。

- (3)領収証（写）（※振込明細書・支払明細書等（写）も可）

○購入の場合

・領収証等は、振込日、金額、振込元、振込先が確認できるものであること。また、切り貼りや修正があるものは不可としますが、必要箇所以外（残高等）を黒く塗りつぶすのは可とします。

・通帳の写しは不可とします。

・領収証等の代金領収日が、令和8年4月1日以降であること。

・手形でのお支払は、令和9年3月末までの決済分が助成対象となりますので、領収証（写）の余白部分に決済日（支払期日）をご記入ください。

・振込手数料・値引き分の助成はいたしません。

○リース契約・割賦契約の場合

・契約書の写し、支払計画書の写し。

- (4)安全性優良事業所（Gマーク）認定書（写）

・有効期限にご注意ください。

・申請する事業所ごとに添付してください。

※様式1の訂正箇所のうち申請金額の訂正は認められませんので

再度申請用紙を用意してください。

5. 申請先【郵送先】ならびにお問合せ先

〒536-0014

大阪市城東区鳴野西2-11-2

(一社)大阪府トラック協会 業務部

電話番号(06)6965-4036